

## 中間前払金制度の導入について

相生市では、建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、令和2年4月1日から、下記のとおり中間前払金制度を導入いたしましたのでお知らせいたします。

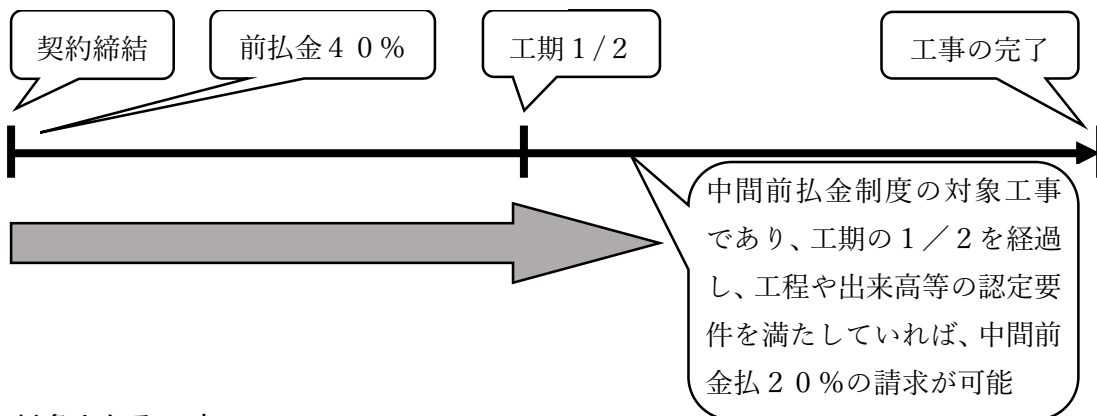
### 1 中間前金払とは

現在、市が発注する請負予定金額が1件500万円以上、工期90日以上工事について、その請負金額の10分の4以内において前金払を実施しています。

今回、新たに導入する中間前払金制度は、工事の中間段階で一定の認定要件を満たしている場合において、当初の前金払に追加して、請負金額の10分の2以内の前払いを行うものです。

なお、中間前金払については、当初の前金払と同様に公共工事前払金保証事業会社の保証が必要となりますが、部分払と比べて、出来高検査を受ける必要がないため、手続きが容易であり、支払いが早いことが特徴です。

#### 【前金払及び中間前金払のイメージ】



### 2 対象となる工事

市が発注する請負予定金額が1件500万円以上、工期90日以上土木建築工事(工事に関する測量・設計等の業務委託は中間前払金制度の対象外)で前金払をうけているもの。

### 3 中間前払金の額

請負金額の10分の2以内(1万円未満の端数は切り捨てとなります)

ただし、当初の前払金と合わせて請負金額の10分の6を超えることはできません。

### 4 認定要件

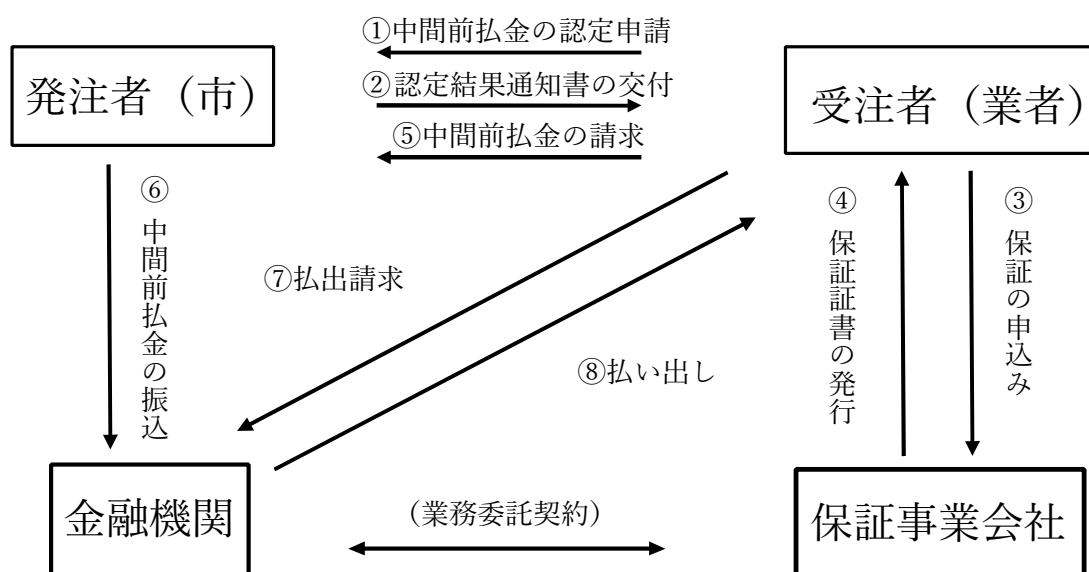
当初の前払金を受領していることを前提として、以下の要件に該当していることが必要となります。

- ①工期の2分の1を経過していること
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること
- ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること

## 5 部分払との併用

部分払と併用することができます。ただし、部分払の支払いを受けた後に中間前金払を受けることはできません。

## 6 手続きの流れ



- ①受注者が、「中間前払金認定請求書」及び「工事履行報告書」を発注者(工事主管課)に提出する。
- ②発注者(工事主管課)が認定要件を確認し、要件を満たしていることが確認できれば「中間前払金認定調書」を受注者へ交付する。
- ③受注者は「認定調書」を添えて保証事業会社に中間前払金保証を申し込む。
- ④保証事業会社は、認定調書の内容を確認後、受注者と中間前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書を発行する。
- ⑤受注者は、中間前払金保証証書を添えて、発注者(工事主管課)に中間前払金の支払いを請求する。
- ⑥発注者は、受注者の指定する金融機関の口座に中間前払金を振り込む。

## 7 施行日

令和2年4月1日以降に告示する一般競争入札から適用します。

※令和2年3月31日以前に告示した一般競争入札による契約については、従前のおりとしします。